

固定資産税を減額します～住宅のバリアフリー改修・省エネ改修～

バリアフリー改修

高齢者などが自宅で安心して生活を送れるように、バリアフリー改修を税制面で支援します。

対象となる家屋

平成19年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、申告時までに、次のいずれかのかたが居住している住宅。

- ・65歳以上のかた
- ・要介護認定または要支援認定を受けているかた
- ・障害者のかた

対象となる改修工事

工事費(自己負担分)が50万円を超え、次の要件に該当するもの。

- ・通路などの拡幅・階段の勾配の緩和
- ・浴室の改良・便所の改良・手すりの取り付け
- ・床の段差の解消・引き戸への取り替え
- ・床表面の滑り止め

減額内容

改修工事を行った住宅に係る翌年度の固定資産税を3分の1減額します。

※床面積100m²相当分までを限度とします。

申告書の提出

改修工事が完了した日から3か月以内に、申告書と次の必要書類を税務課に提出してください。

必要な書類

- 住民票の写し ○改修工事を行った箇所の写真
- 改修工事の領収書 ○改修工事明細書
- 要介護、要支援認定を受けているかた：介護保険被保険者証の写し
- 障害者のかた：身体障害者手帳、療育手帳などの写し

省エネ改修

地球温暖化防止に向けて家庭からのCO₂排出量の削減を図るため、省エネ改修を税制面で支援します。

対象となる家屋

平成20年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)

対象となる改修工事

工事費が50万円を超え、次の要件に該当するもの。

- ①窓の断熱改修工事
- ②①の工事と併せて実施した次の工事
 - ・床の断熱工事・天井の断熱工事・壁の断熱工事
 - ③改修部位が現行の省エネ基準に新たに適合するもの。

減額内容

改修工事を行った住宅に係る翌年度の固定資産税を3分の1減額します。

※床面積120m²相当分までを限度とします。

申告書の提出

改修工事が完了した日から3か月以内に、申告書と次の必要書類を税務課に提出してください。

- 住民票の写し
- 省エネ改修に要した費用を証明する書類
- 熱損失防止改修工事証明書

※住宅耐震改修にかかる固定資産税の減額もありますので、詳しくは下記へお問い合わせください。

問合せ 税務課課税担当 ☎62-1461

デング熱を予防しよう

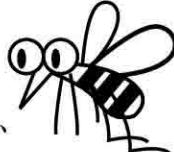
～蚊を増やさない・蚊に刺されない～



場 時 期
※無くなりしだい終了します。
所 間 日
総合セ 6月 21日(日)
午前 10時 から
菊 の 苗 無 料 配 布

これから蚊が発生する季節を迎えます

昨年は、蚊を介する感染症であるデング熱の国内感染が、約70年ぶりに確認されました。蚊を介する感染症を防ぐためには、蚊を増やさない、蚊に刺されないことが重要です。



○蚊を増やさないようにしましょう

蚊は、植木鉢の受け皿やプラスチック容器などに溜まった雨水など小さな水たまりで発生するので、日ごろから住まいの周囲に水たまりを作らないようにしましょう。

○蚊に刺されないようにしましょう

屋外の蚊が多くいる場所で活動する場合は、できるだけ肌を露出しないようにし、虫よけ剤を使用しましょう。

問合せ 健康福祉課健康づくり担当 ☎62-1233